

○筑波大学大学院学生への他の大学の大学院における授業科目の履修等に関する法人細則

〔平成17年7月7日〕
法人細則第19号

改正 平成23年法人細則第24号

平成24年法人細則第16号

令和 元年法人細則第9号

令和 2年法人細則第14号

令和 6年法人細則第3号

筑波大学大学院学生への他の大学の大学院における授業科目の履修等に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第38条に規定する他の大学の大学院における授業科目の履修の取扱い、第39条に規定する入学前の既修得単位の取扱い及び第57条に規定する留学に関し必要な事項を定めるものとする。

(他の大学との協議)

第2条 大学院学則第38条第1項に規定する他の大学との協議及び第57条第1項に規定する外国の大学との協議は、次に掲げる事項について、学術院運営委員会（グローバル教育院に置く学位プログラムにあっては教育院会議）（以下「学術院運営委員会等」という。）の議を経て、学長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲
- (2) 対象となる学生数
- (3) 単位の認定方法
- (4) 履修期間
- (5) 授業料等
- (6) その他必要な事項

(履修又は留学の手続)

第3条 前条の協議が成立した他の大学又は外国の大学（以下「他の大学等」という。）の大学院において授業科目の履修を希望する学生は、当該他の大学等の大学院が定める期間内に所定の申請ができるよう、あらかじめ学術院長（グローバル教育院に置く学位プログラムにあっては教育院長）（以下「学術院長等」という。）に対し、当該他の大学等の大学院が定める書類をもって願い出なければならない。

2 前項に規定するもののほか、外国の大学の大学院における授業科目の履修を希望する学生は、別に定める留学願及び留学計画書を学術院長等に提出しなければならない。

(履修又は留学の許可)

第4条 前条第1項の願い出があったときは、学術院長等は、学術院運営委員会等の議を経て、当該他の大学等に依頼し、その承認を得て、当該他の大学等の大学院での授業科目の履修又は留学を許可する。

- 2 学術院長等は、外国の大学の大学院への留学を許可した学生に対し、別に定める留学許可書を交付するものとする。

(履修報告書等の提出)

第5条 前条の規定により他の大学等の大学院での授業科目の履修又は留学を許可された学生(以下「派遣学生」という。)は、履修期間又は留学期間が終了したときは、別に定める履修報告書に成績証明書を添え、学術院長等に提出しなければならない。

(履修又は留学の許可の取消し)

第6条 学長は、派遣学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該他の大学等の長と協議の上、第4条の許可を取り消すことができる。

- (1) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 派遣学生として当該他の大学等の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他許可を取り消すべき行為があると認められるとき。

- 2 学長は、前項の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、当該学生に対応する学術院運営委員会等の意見を聴くものとする。

(法人細則で定める単位)

第7条 大学院学則第39条第1項の法人細則で定める単位は、学生が本大学院入学前に、学校教育法(昭和22年法律第26号)第105条に規定する特別の課程の履修により修得した単位、外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び科目等履修生として修得した単位とする。

(修了の要件となる単位としての認定手続)

第8条 大学院学則第38条第3項から第5項までの規定に基づき、修了の要件となる単位として認めることを希望する者は、原則として、当該履修期間終了後(留学にあっては留学期間終了後)直ちに、大学院学則第39条第2項から第4項までの規定に基づき認めることを希望する者は、原則として入学後直ちに、別に定める単位認定申請書に成績証明書等を添えて、学術院長等に願い出るものとする。

- 2 学術院長等は、前項の単位の認定を行った場合は、別に定める単位認定通知書を交付する。

附 則

- 1 この法人細則は、平成17年7月7日から施行する。
- 2 この法人細則の施行の際現に派遣学生である者は、この法人細則の規定により、他の大学等の大学院での授業科目の履修又は留学を許可したものとみなす。

附 則(平23.9.29法人細則24号)

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平24.4.17法人細則16号)

この法人細則は、平成24年4月17日から施行し、改正後の筑波大学大学院学生その他の大学の大学院における授業科目の履修等に関する法人細則の規定は、平成24年4月1日から適用す

る。

附 則（令元． 1 2． 2 6 法人細則 9 号）

（施行期日）

1 この法人細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第 1 5 号）附則第 3 条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及び当該研究科の研究科長に係る第 2 条から第 5 条まで、第 6 条第 2 項及び第 8 条の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令 2． 9． 2 4 法人細則 1 4 号）

この法人細則は、令和 2 年 9 月 2 4 日から施行する。

附 則（令 6． 2． 2 2 法人細則 3 号）

この法人細則は、令和 6 年 4 月 1 日に施行する。